

横浜市下水道事業における新たな公民連携の
推進に向けたサウンディング型市場調査

実施要領

横浜市 下水道河川局

横浜市下水道事業における新たな公民連携の 推進に向けたサウンディング型市場調査 実施要領

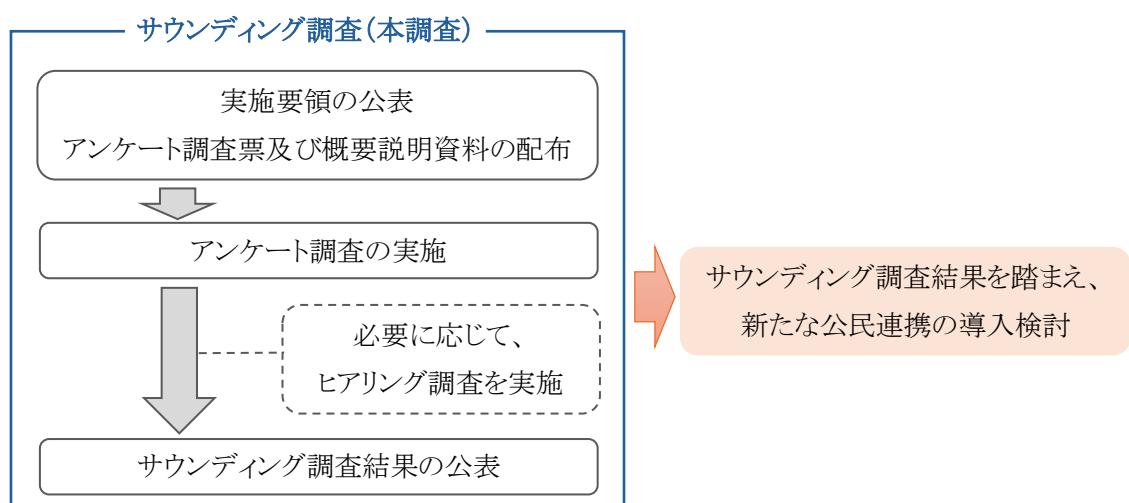
1. 本調査の目的

本市では、下水道事業の更なる効率的、戦略的な運営に向け、水分野におけるPPP／PFIの新たな方式であるウォーターPPP(管理・更新一体マネジメント方式)を含めた新たな公民連携の導入検討を行っているところです。

導入の検討にあたり、事業化に向けた基礎調査として、民間事業者の皆さまの参入意向や事業内容等に対する意向を把握するため、民間事業者の皆さまとの「対話」を通じて、アイデアや意見等を調査するサウンディング型市場調査(以下、サウンディング調査)を実施します。

ぜひご協力くださいますよう、お願ひいたします。

2. サウンディング調査の流れ、アンケート項目



アンケート調査でお伺いする項目

0. 回答企業情報および業種
1. 業務実績
2. 対応可能な業務種別等
3. 新たな公民連携への
参入意向(3A～3K)
4. 新たな公民連携の対象施設
5. 4要件に関するご意見
6. その他

設問3の内容

設問	管路系 の設問	施設系 の設問
現状の維持管理体制を踏まえた新たな公民連携の事業範囲		
3A 管路施設を対象とした公民連携	<input type="radio"/>	-
3B 水処理施設を対象とした公民連携	-	<input type="radio"/>
新たな公民連携の事業範囲等を検討するための設問		
3C～3D 全施設を対象とした公民連携	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3E～3G 管路施設を対象とした公民連携	<input type="radio"/>	-
3H～3K 水処理施設を対象とした公民連携	-	<input type="radio"/>

3. 本調査のスケジュール

実施要領の公表	令和8年2月13日(金)
アンケート調査票及び概要説明資料の配布	
アンケート調査票の提出期限	令和8年3月13日(金)17時まで
ヒアリング調査の実施(必要に応じて実施)	令和8年3月中旬～3月下旬頃を予定
アンケート調査結果の公表	令和8年4月～5月頃を予定

4. 本調査の対象(施設および業務範囲)

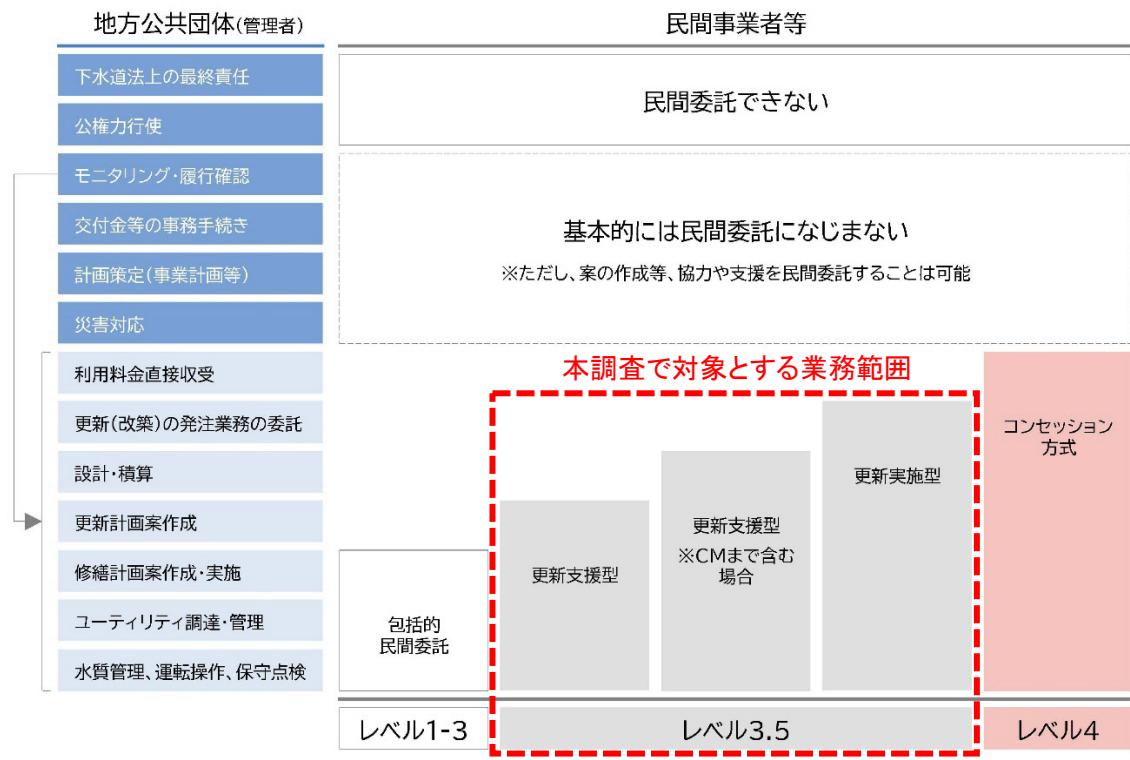
(1) 本調査で対象とする施設

横浜市全域の下水道施設を対象として、本サウンディング調査を行う。

- ✓ 管路施設
 - ✓ 水再生センター
 - ✓ ポンプ場
 - ✓ 汚泥資源化センター
- } (水処理施設)

(2) 本調査で対象とする業務範囲

以下の赤枠の業務範囲を対象として、本サウンディング調査を行う。



5. アンケート調査実施要領

(1) アンケート回答の提出期限

令和8年3月13日(金)17時まで

(2) アンケート回答提出方法

- 実施要領(本資料)及び概要説明資料をご確認の上、アンケート調査票に回答のご記入をお願いいたします。
- 回答をご記入頂いたアンケート調査票は、提出期限までに下記の提出先へ電子メールでご提出ください。
- アンケート調査票はExcel形式のまま、ファイル名を「アンケート調査票(企業名)」としてメール添付してください。
- アンケートへの回答は法人(または法人グループ)で1回答としてください。

＜アンケート調査票の提出先メールアドレス＞

Eメール : yokohama_ms@jiwet.or.jp

メール件名: 「アンケート提出_〇〇会社(貴社名)」としてください。

添付ファイル: 「アンケート調査票_〇〇会社(貴社名).xlsx」

※ なお、本調査を含む新たな公民連携の導入検討業務を公益財団法人日本下水道新技術機構に委託しています。「アンケート調査票」のご提出は、原則としてEメールにて、上記の提出先までお願いいたします。

(3) 対象

本市の下水道施設(管路施設、水再生センター、ポンプ場、汚泥資源化センター)に関する事業における、新たな公民連携の導入に関心のある民間企業または団体(以下、「民間団体」という)を対象とし、業種、業態、法人格の有無は問いません。ただし、個人による回答はお受けできません。

ただし、次の法令のいずれかに該当する場合を除く。

(ア)横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。)

(イ)神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

6. ヒアリング調査実施要領

(1) 実施時期

3月中旬～3月下旬頃を予定(必要に応じて実施)

(2) ヒアリング方法

対面またはWeb会議等

※ ヒアリング日程およびヒアリング方法に関しては、横浜市の担当者から連絡を行う。

(3) ヒアリング内容

アンケート調査の回答に関する内容。

(4) 対象者

アンケート調査の回答で、「ヒアリングに協力できる」とご回答を頂いた民間団体のうち、アンケート回答内容をより詳細に確認させていただきたい民間団体には、ヒアリング調査を横浜市の担当者より個別にご案内いたします。

※アンケート回答民間団体の全てを対象としたヒアリングではないことに、ご留意ください。

7. 留意事項

(1) アンケート調査およびヒアリング調査

- 本調査の回答実績及び回答内容は、今後予定している事業者公募に影響するものではありません。
- 本調査の回答内容は、今後の検討において参考とさせていただくものです。
- 本調査に要する費用(アンケート回答作成やヒアリングに掛かる費用等)は、参加民間団体の負担となります。

(2) サウンディング調査結果の公表

- 本調査の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- 公表にあたっては、事前に各アンケート回答者へ確認を行う場合があります。
- 調査目的から逸脱していると考えられるもの、同種の提案が多数寄せられたものなどの場合は回答方法を調整させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- アンケート回答者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき情報公開の対象となることがあります。

8. 本調査に関するお問合せ先

＜本調査に関するお問合せ先＞

横浜市 下水道河川局

マネジメント推進部 マネジメント推進課（下水道調整担当）

所在地: 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50-10 横浜市庁舎 24 階

電話: 045-671-2839

メールアドレス: gk-management@city.yokohama.lg.jp